

○ご来場の際はご注意ください

・混雑状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切らせていただく場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

・相談会場へは、筆記用具・電卓・前年の確定申告書の控え・印かん・マイナンバーに係る本人確認書類・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等をお持ちください。

■マイナンバーに係る本人確認書類の例

例1) マイナンバーカード
例2) 番号確認書類(通知カードなど)
+ 身元確認書類(運転免許証や公的医療保険者証など)

問 東金税務署
0475(52)3121

確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」を送付しています

昨年、下表に当てはまる方で翌年も申告が必要と見込まれる方には、確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」(はがきまたは封書)が送付されます。

※「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支

作成場所	作成方法	提出方法
ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Taxと書面
町の申告会場	職員が作成	書面
青色申告会などの指導会場	全て	e-Taxと書面

内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得がある方、消費税の課税事業者の方などです。
※ご自宅等で手書き作成した申告書を提出した方で、翌年も申告が必要と見込まれる方には、確定申告書用紙が送付されます。
※所得税または消費税の申告を、ご自宅等からe・Taxで送信した方や、税理士に依頼して作成・提出した方には、お知らせはがきは送付されません。
※確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」が無くても、各会場で申告書を作成することができます。

所得税の配偶者控除と配偶者特別控除の変更

平成30年分の所得に関わる申告から、配偶者控除と配偶者特別控除の内容が下記のとおり変更となります。

■配偶者控除

生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く)を有する方で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、次の区分に応じた金額を控除します。

配偶者の合計所得金額		申告者の合計所得金額		
38万円以下		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	380,000円	260,000円	130,000円
	老人	480,000円	320,000円	160,000円

■配偶者特別控除

生計を一にする配偶者を有する方で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、次の区分に応じた金額を控除します。

配偶者の合計所得金額		申告者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除額	380,001円 ~ 850,000円	380,000円	260,000円	130,000円
	850,001円 ~ 900,000円	360,000円	240,000円	120,000円
	900,001円 ~ 950,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	950,001円 ~ 1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,000,001円 ~ 1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,050,001円 ~ 1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,100,001円 ~ 1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,150,001円 ~ 1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,200,001円 ~ 1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,230,001円 ~		0円		